

# 表彰規程

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 第一章 総 則

### (趣 旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等の団体等の役職員で、その功績顕著な者並びに社会福祉活動が優秀な社会福祉協議会及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著なものに対し、本会会長がこれを表彰し、または感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

## 第二章 表 彰

### (表彰の対象)

第2条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- 一 民生委員・児童委員でその功績顕著な者
  - 二 社会福祉法人・福祉施設の役職員でその功績顕著な者
  - 三 社会福祉協議会・民間社会福祉団体等の役職員でその功績顕著な者
  - 四 社会福祉事業における永年勤続功労者
  - 五 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉協議会
2. 前項第1号から第4号に規定する対象のうち、過去に、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。
- 一 社会福祉関係で、叙勲または褒章を受けた者
  - 二 社会福祉関係功労者として厚生労働大臣表彰または同特別表彰を受けた者
  - 三 本会会長から社会福祉事業功労者として表彰を受けた者

### (民生委員・児童委員功労表彰の資格)

第3条 民生委員・児童委員功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- 一 民生委員・児童委員の現職であること。
- 二 民生委員・児童委員としての在職期間が15年以上であること。
- 三 過去に、都道府県知事（指定都市にあってはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

### (社会福祉法人・福祉施設功労表彰の資格)

第4条 社会福祉法人・福祉施設功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- 一 社会福祉法人の理事、監事、評議員及び職員ならびに、社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員の現職であること。ただし、公立の福祉施設職員の場合は、専任職員に限るものとする。
- 二 社会福祉法人の理事、監事及び評議員としての在職期間が15年以上、社会福祉法人・福祉施設の職員は20年以上であること。
- 三 過去に、都道府県知事（指定都市にあってはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

### (社協、民間団体功労表彰の資格)

第5条 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- 一 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員の現職であること。ただし、共同募金会（中央・都道府県・指定都市及び分会等）の役職員は含まないものとする。
- 二 社会福祉協議会、民間社会福祉団体等の役職員としての在職期間が、理事、監事及び評議員は15年以上、職員は20年以上であること。
- 三 過去に、都道府県知事（指定都市にあつてはその市長を含む）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

### (永年勤続功労表彰の資格)

第6条 永年勤続功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- 一 民生委員・児童委員として、または社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等の役職員の現職であること。ただし、公立の福祉施設職員については、専任職員とする。
- 二 民生委員・児童委員として、または社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等の役職員としての在職期間が30年以上であること。ただし、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等の役職員については、同一法人における在職年数が30年以上の者とする。

### (在職期間の算定方法)

第7条 民生委員・児童委員の在職期間の算定方法は次の各号のとおりとする。

- 一 在職期間の算定期間は、原則として当該年度の4月1日現在で算定する。
  - 二 同委員の改選年度に限り11月30日で算定することができる。
  - 三 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算するものとする。
2. 社会福祉法人・福祉施設の役職員の在職期間の算定方法は次の各号のとおりとする。
- 一 在職期間の算定期間は、前項第一号のとおりとする。
  - 二 在職期間が中断されている場合は、前項第三号のとおりとする。
  - 三 社会福祉法人・福祉施設功労表彰に限り、社会福祉法人間の在職期間を通算できるものとする。
3. 社会福祉協議会・民間社会福祉団体等の役職員の在職期間の算定方法は次の各号のとおりとする。
- 一 在職期間の算定期間は、第1項第一号のとおりとする。
  - 二 在職期間が中断されている場合は、第1項第三号のとおりとする。
4. 永年勤続功労表彰の在職期間の算定方法は次の各号のとおりとする。
- 一 在職期間の算定期間は、第1項第一号のとおりとする。
  - 二 常勤の公務員が福祉施設、社会福祉協議会・民間社会福祉団体等及び共同募金会（中央・都道府県・指定都市及び支会・分会等）の役職員を兼務している期間は、在職期間に含めることができる。
5. 非常勤の職員の場合は、次の算定方式によるものとする。

$$\text{在職年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

#### (社会福祉協議会優良活動表彰の資格)

第8条 社会福祉協議会優良活動表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。(この場合の社会福祉協議会とは、郡、市、区、町、村の区域を単位として設立されているものをいう。ただし、市区町村における地区社会福祉協議会を単位とすることができる。)

- 一 社協組織体制の強化や運営管理体制の強化に努め、実効ある活動を展開していること。
- 二 過去3年以上、高齢者、障害者、児童または低所得者等を対象として、他の社協の範となる優秀な活動を行っており、実績が顕著であること。

#### (表彰資格の緩和)

第9条 第3条、第4条、第5条に定める在職期間の資格条件を、特に功績抜群と認められる者については、10年以上に緩和することができる。ただし、第4条及び第5条については、理事、監事及び評議員の場合に限り適用するものとする。

#### (表彰の時期)

第10条 この規程による表彰は、全国社会福祉大会が開催される年次においては同大会でこれを行い、同大会が開催されない年次においては、適当な時期に行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、随時「特別表彰」を行うことができる。

#### (表彰の方法)

第11条 表彰は、第2条第1項第一号から第五号に該当するものに本会会長名の表彰状及び記念品をそれぞれ贈呈してこれを行う。

#### (表彰の数)

第12条 都道府県・指定都市別の表彰の数については、本会会長が別に定める。

### 第三章 感 謝

#### (感謝の対象)

第13条 本会会長が感謝の意を表すものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 全国的、国際的視野にたって事業等を行い、その功績が顕著であり、推奨すべき内容であるもの。
- 二 本会が行う事業等に協力援助し、その功績が顕著なもの。
- 三 都道府県・指定都市社会福祉協議会の事業等の発展、および当該都道府県・指定都市内の社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著であるもの。
- 四 その他本会会長が特に必要と認めるもの。

#### (感謝の時期)

第14条 この規程による感謝は、全国社会福祉大会においてこれを行い、同大会が開催されない年次においては、適当な時期に行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本会会長が必要と認める場合、本会会長は第13条に

定める感謝に該当するものに、随時、感謝の意を表することができる。

#### (感謝の方法)

第 15 条 感謝は、本会会長名の感謝状及び記念品を、該当するものに贈呈して、これを行う。ただし、前第 14 条第 2 項に該当するものは、この限りでない。

### 第四章 推 薦

#### (候補者の推薦)

第 16 条 各都道府県社会福祉協議会会長は、この規程に定める表彰または感謝に該当する

ものを候補者として、本会会長に推薦することができる。

2. 本会会長は、前項の規定にかかわらず、表彰または感謝の候補者を推薦することができる。

#### (推薦数等)

第 17 条 各都道府県社会福祉協議会会長が推薦できる候補者の数は、本規程第 12 条に定める表彰の数とする。なお、本会の定めた推薦書提出期限後の追加推薦は認められない。

2. 本規程第 9 条の適用を受ける者については、全表彰区分を通じて、各都道府県・指定都市において、1 名を限度とする。

#### (推薦書様式)

第 18 条 本規程第 16 条第一項に基づく推薦は別に定める推薦書様式による。

### 第五章 表彰審査委員会

#### (表彰審査委員会)

第 19 条 表彰または感謝該当者の審議並びに表彰事業に関する検討を行うために、表彰

審査委員会を設置する。

2. 前項の表彰審査委員会は、下記事項について、審査または審議し、会長に答申するものとする。

- 一 表彰、感謝該当者の審査
- 二 規程の改廃に関する事
- 三 その他本事業に関する重要事項

#### (構成)

第 20 条 表彰審査委員会は、次の各号に掲げるものの中からそれぞれ若干名をもって構

成し、本会会長が委嘱する。

- 一 全国民生委員児童委員連合会
- 二 社会福祉施設協議会連絡会
- 三 都道府県社会福祉協議会
- 四 学識経験者

2. 表彰審査委員会は、委員の互選により委員長1名をおく。
3. 表彰審査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって委員となったものの任期は、残任期間とする。

## 第六章 その他

### (決 定)

第21条 本規程第19条第2項第一号により表彰審査委員会の答申を受けた場合、本会会長はすみやかに決定し、推薦者に通知しなければならない。

### (施行細目)

第22条 本規程に定めるもののほか、実施に必要な細目は、本会会長が別に定める。

## 附 則

1. この規程は、昭和38年4月1日から施行する。
2. 昭和42年度においては民生委員・児童委員の表彰数を100名以内増加することができる。
3. 第4条及び第6条の実施は昭和46年4月1日からとする。
4. この規程は、昭和60年4月1日から適用する。  
ただし、資格条件のうち第4条第2号に掲げる社会福祉施設の職員及び第5条第2号に掲げる社協・民間団体等の職員の在職期間については、この規定にかかわらず、昭和62年3月31日までの経過措置として「15年以上」とする。

(昭和35年3月17日 制 定)  
(昭和35年4月1日 施 行)  
(昭和38年4月1日 一部改正)  
(昭和42年3月1日 一部改正)  
(昭和44年10月28日 一部改正)  
(昭和46年3月11日 一部改正)  
(昭和60年4月1日 全文改正)  
(平成9年7月14日 全文改正)  
(平成11年8月3日 一部改正)  
(平成28年4月1日 一部改正)  
(平成29年4月1日 一部改正)

コード		所属・施設名	略称
所属	施設		
01	00	民生委員・児童委員	なし
02		社会福祉協議会	
02	01	社会福祉協議会役員	なし
02	02	社会福祉協議会職員	なし
03	00	民間社会福祉関係団体役職員(社団、財団、社協および施設経営のない法人等)	
04		社会福祉法人	
04	01	社会福祉法人役員(理事、監事、評議員)	(社福)
04	02	社会福祉法人職員(社会福祉施設職員以外の職員)	(社福)
05		保護施設	
	01	救護施設	(救護)
	02	更生施設	(更生)
	03	その他保護施設(医療保護施設、授産施設、宿所提供施設)	(その他保護施設)
06		老人福祉施設	
	01	養護老人ホーム(一般・盲)	(養護老人)
	02	特別養護老人ホーム	(特養)
	03	軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス、都市型)	(軽費)
	04	老人デイサービスセンター、通所介護(デイサービス)	(老人デイ)
	05	老人短期入所施設、短期入所生活介護(ショートステイ)	(老短期入所)
	06	老人福祉センター	(老人センター)
	07	老人介護支援センター	(老介護支援)
07		身体障害者社会参加支援施設	
	01	身体障害者福祉センター	(身障)
	02	補装具製作施設	(補装具製作)
	03	視聴覚障害者情報提供施設	(視聴覚情報)
08		障害者支援施設等	
	01	障害者支援施設	(障害支援施設)
	02	障害福祉サービス事業のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助を行う施設	(障害福祉)
	03	地域活動支援センター	(地域活動)
	04	福祉ホーム	(福祉ホーム)
09		児童福祉施設	
	01	助産施設	(助産施設)
	02	乳児院	(乳児院)
	03	母子生活支援施設	(母子支援)

コード		所属・施設名	略称
所属	施設		
	04	保育所	(保育所)
	05	認定こども園	(こども園)
	06	児童養護施設	(児童養護)
	07	児童心理治療施設	(児童心理)
	08	児童自立支援施設	(児童自立)
	09	障害児入所施設	(障害児入所)
	10	児童厚生施設	(児童厚生)
	11	その他児童福祉施設(児童発達支援センター、児童家庭支援センター)	(その他児童施設)
10	00	母子・父子福祉施設	(母父子)
11		その他の社会福祉施設等	
	01	授産施設	(事業授産)
	02	宿所提供施設	(事業宿提)
	03	無料低額診療施設	(無低診療)
	04	第2種社会福祉事業たる介護老人保健施設	(事業老健)
	05	隣保館	(隣保)
	06	その他(地域福祉センター、へき地保健福祉館、へき地保育所・季節保育所、盲人ホーム等)	(その他の施設)
12	00	婦人保護施設	(婦人保護)